

# (仮称) 社会的責任ある公共調達指針案について (事務局説明資料)

令和5年7月21日

## (仮称) 社会的責任ある公共調達指針「4. 持続可能性に関する基準」の構成（案）

- オリパラ、万博における調達コード等の既存事例を参考に基準を策定  
(その他参考事例) ISO、アップル、ユニリーバ、ダウ、日本繊維産業連盟( JTF )、(一社)太陽光発電協会( JPEA )、独政府、豪政府等
- 既存事例をバージョンアップ、都の独自性として「環境面での配慮」に重点を置いた基準構成

### 基準構成のポイント（全般・環境）

<凡例> ★新規 / ○強化 / ○内容の充実

分野	#	基準事項	オリ・パラ	万博	東京都	指針案の視点
(1) 全般	1.1	法令遵守	義務	義務	義務	万博コードと同水準
	1.2	通報者に対する報復行為の禁止	義務	義務 + 推奨	義務	万博コードと同水準
	1.3	<b>受託事業における提供価値の最大化</b>	-	-	義務	★ (公益の最大化及び公金の適正活用)
	1.4	<b>バリューチェーンにおける社会的責任の推進</b>	-	-	推奨	★ (デュー・ディリジェンス)
(2) 環境	2.1	<b>排出する温室効果ガスの削減</b>	-	-	推奨	★ (脱炭素)
	2.2	<b>省エネルギーの推進</b>	推奨	推奨	推奨	○ (ZEV普及)
	2.3	<b>低炭素・脱炭素エネルギーの利用</b>	推奨	推奨	推奨	○ (水素・再エネ普及)
	2.4	その他の方法による温室効果ガスの削減	推奨	推奨	推奨	万博コードと同水準
	2.5	バリューチェーン全体を通した温室効果ガスの低減に寄与する原材料等の利用	-	推奨	推奨	万博コードと同水準
	2.6	持続可能な資源利用の推進	推奨	推奨	推奨	○ (内容の充実)
	2.7	容器包装等の低減及び再生材料や植物由来材料の利用	推奨	推奨	推奨	万博コードと同水準
	2.8	プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減	-	推奨	推奨	○ (内容の充実)
	2.9	汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理	義務 + 推奨	義務 + 推奨	義務 + 推奨	万博コードと同水準
	2.10	資源保全に配慮した原材料の採取	義務 + 推奨	義務 + 推奨	義務 + 推奨	万博コードと同水準
	2.11	生物多様性の保全	義務 + 推奨	義務 + 推奨	義務 + 推奨	○ (内容の充実)
	2.12	<b>持続可能な水の利用</b>	-	-	推奨	★ (水資源保全)

## 基準構成のポイント（人権・労働）

<凡例> ★新規 / ○強化 / ○内容の充実

分野	#	基準事項	オリ・パラ	万博	東京都	指針案の視点
(3) 人権	3.1	国際的人権基準の遵守・尊重	義務	義務	義務	万博コードと同水準
	3.2	差別・ハラスメントの禁止	義務	義務	義務	○(内容の充実)
	3.3	先住民及び地域住民等の権利侵害の禁止	義務	義務	義務	万博コードと同水準
	3.4	女性の権利尊重	推奨	推奨	推奨	○(男女の育業推進)
	3.5	障がい者の権利尊重	推奨	推奨	推奨	○(内容の充実)
	3.6	子どもの権利尊重	推奨	推奨	推奨	万博コードと同水準
	3.7	社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重	推奨	推奨	推奨	○(内容の充実)
(4) 労働	4.1	国際的労働基準の遵守・尊重	義務	義務	義務	万博コードと同水準
	4.2	結社の自由、団体交渉権	義務	義務	義務+推奨	○(内容の充実)
	4.3	強制労働の禁止	義務	義務	義務	万博コードと同水準
	4.4	児童労働の禁止	義務	義務	義務	○(内容の充実)
	4.5	雇用及び職業における差別の禁止	義務	義務	義務	○(内容の充実)
	4.6	賃金	義務+推奨	義務+推奨	義務+推奨	○(内容の充実)
	4.7	長時間労働の禁止	義務	義務	義務+推奨	○(内容の充実)
	4.8	職場の安全・衛生	義務+推奨	義務+推奨	義務+推奨	○(内容の充実)
	4.9	外国人・移住労働者	義務+推奨	義務+推奨	義務+推奨	○(内容の充実)
	4.10	職場における暴力とハラスメントの防止	-	義務	義務	○(内容の充実)
	4.11	職場における人材育成・研修の提供	-	-	推奨	★(リカレント ・リスクリング)
	4.12	就職困難者の雇用の促進	-	推奨	推奨	万博コードと同水準

## 基 準 構 成 の ポ イ ン ト （ 経 済 ）

<凡例> ★新規 / ○強化 / ○内容の充実

分野	#	基準事項	オリ・パラ	万博	東京都	指針案の視点
(5) 経済	5.1	腐敗の防止	義務	義務	義務	万博コードと同水準
	5.2	公正な取引慣行	義務	義務	義務+推奨	○ (内容の充実)
	5.3	紛争や犯罪への関与のない原材料の使用	義務	義務	義務	万博コードと同水準
	5.4	知的財産権の保護	義務	義務	義務	万博コードと同水準
	5.5	責任あるマーケティング	義務+推奨	義務+推奨	義務+推奨	万博コードと同水準
	5.6	情報の適切な管理	義務+推奨	義務+推奨	義務+推奨	万博コードと同水準
	<u>5.7</u>	<u>情報の記録と開示</u>	-	-	義務	★ (事業の説明責任・透明性)
	5.8	地域経済の活性化	推奨	推奨	推奨	万博コードと同水準

## ★新規：（1）全般 1.3 受託事業における提供価値の最大化

新設(★)・強化(○)した背景・認識・趣旨

調達事業は納税者の負担による事業であることから、地方自治法の理念の下、受託事業者においては、最大限予算を有効活用し、都民の利益（公益）の最大化を図ることが期待される。  
上記の観点から調達事業の前提として必要な内容であるため新設。

オリ・パラ 調達コード	大阪万博 調達コード	その他参考資料（一部抜粋）	東京都調達指針(案)
該当項目 なし	該当項目 なし	<p>【地方自治法】 第2条第14項 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない</p> <p>【ユニリーバ 責任ある調達方針】 利益の相反 いかなる形であれ、ユニリーバとの商取引に利益の相反があることをサプライヤーが知った場合は、ユニリーバが適切な行動を取れるようにユニリーバに報告するものとします。</p> <p>【ダウ サプライヤーを対象とするビジネス行動規範】 利益相反の回避 サプライヤーは、ダウの最善の利益のために行動することと相反する、または相反するよう見えるダウの従業員とのいかなる交流も避けるものとします。</p>	サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、 <b>特定の第三者に対する利益の供与等による公益や提供価値の毀損を防ぐ等、東京都としての公益及び都民への価値創出の最大化</b> を目指し、都民の生活・福祉向上に資する事業の運営と公金の適正活用に最大限努める。  (義務的事項)

(凡例) ■赤・・・ISOで規定している文言  
■紫・・・他団体・民間企業等で規定している文言

■緑・・・東京都「未来の東京」戦略等で掲げられている内容

## ★新規：（1）全般 1.4 バリューチェーンにおける社会的責任の推進

新設(★)・強化(○)した背景・認識・趣旨

デュー・ディリジェンスの観点は、オリ・パラ、大阪万博でも「5.担保方法」でカバーされているが、国の調達における動向を踏まえながら、受託事業者に対して取組をより促すこと、さらに人権や環境など諸課題に対して幅広く取組を促すことを意図して「4.持続可能性に関する基準」（1）全般において新設。

オリ・パラ 調達コード	大阪万博 調達コード	その他参考資料（一部抜粋）	東京都調達指針(案)
該当項目 なし	該当項目 なし	<p>【ISO26000】 デュー・ディリジェンス 人権を尊重するために、組織は、その活動または関係者の活動から生じる実際のまたは潜在的な人権への影響を特定し、防止し、対処するために、デュー・ディリジェンスを行う責任がある。</p> <p>【日本政府 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン】 苦情への対処が早期になされ、直接救済を可能とするために、企業は、企業とそのステークホルダーに関わる苦情や紛争に取り組む一連の仕組みである苦情処理メカニズムを確立するか、又は、業界団体等が設置する苦情処理メカニズムに参加することを通じて、人権尊重責任の重要な要素である救済を可能にするべきである。</p>	<p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、人権侵害行為への加担及び環境への過度な負担を避けるため、人権尊重及び環境保護に関する自社の方針を明確化し公表すべきである。 さらに上記の活動または関係者の活動から生じる実際のまたは潜在的な負の影響を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくため、定期的なデュー・ディリジェンスを行るべきである。加えて負の影響について特定し、是正するための仕組みとして苦情処理メカニズムを備えるべきである。 (推奨事項)</p>

(凡例) ■赤・・・ISOで規定している文言  
■紫・・・他団体・民間企業等で規定している文言

■緑・・・東京都「未来の東京」戦略等で掲げられている内容

## ★新規：（2）環境 2.1 排出する温室効果ガスの削減

新設(★)・強化(○)した背景・認識・趣旨

都が温室効果ガス排出量を2030年までに2000年比50%削減する「カーボンハーフ」を掲げていることや、（2）環境にて規定される温室効果ガスに対する各種取組の前提として、自社の排出状況等を特定することが重要であることから（2）環境の冒頭に新設。

オリ・パラ 調達コード	大阪万博 調達コード	その他参考資料（一部抜粋）	東京都調達指針(案)
該当項目 なし	該当項目 なし	<p>【ISO26000】 気候変動の緩和 組織は、その活動に関連する気候変動の影響を緩和するために、以下を行うべきである。</p> <p>-直接的および間接的な累積GHG排出源を特定し、その責任の境界(範囲)を定義する。 気候変動への適応</p> <p>-気候変動に伴う被害を回避または最小化する機会を特定し、可能な場合にはその機会を利用して変化する状況に適応する</p> <p>【アップル サプライヤー行動規範】 温室効果ガス排出量の管理 サプライヤーは、その業務による温室効果ガス(GHG)排出量を特定し、管理し、削減し、責任をもって制御するものとします。</p> <p>【東京都 「未来の東京」戦略】 ①都内温室効果ガス排出量を削減 エネルギー使用量を削減 <b>温室効果ガスの削減（50%削減@2030年）※2000年比</b></p>	<p>サプライヤー等は、脱炭素社会へ向け、<b>自社の直接的、間接的及びサプライチェーンの温室効果ガス排出量を特定し、温室効果ガス排出量を削減するための措置を実施すべきである。</b> さらには、<b>気候変動が自社の事業に与えるリスクと機会を特定し、既存または予想される影響に対応するための措置を実施すべきである。</b></p> <p>(推奨事項)</p>

(凡例) ■赤・・・ISOで規定している文言  
■紫・・・他団体・民間企業等で規定している文言

■緑・・・東京都 「未来の東京」戦略等で掲げられている内容

## ◎強化：（2）環境 2.2 省エネルギーの推進

### 新設(★)・強化(○)した背景・認識・趣旨

省エネルギー化に向けて、事業活動全体での取組強化が必要であることから、インフラ関連の省エネルギー化にとどまらず、提供サービスやその他事業活動を含めた取組を促す目的で記載内容を強化。併せてZEV活用を例示することで普及促進を図る。

オリ・パラ 調達コード	大阪万博 調達コード	その他参考資料（一部抜粋）	東京都調達指針(案)
サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における消費エネルギーの低減に取り組むべきである。その例として、低炭素型原材料の使用、省エネルギー効果の高い設備・物流の導入や建物の断熱化、エネルギー管理システムの導入等が挙げられる。	サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における消費エネルギーの低減に取り組むべきである。その例として、省エネルギー効率の高い設備・物流の導入や建物の断熱化、エネルギー管理システムの導入等が挙げられる。	<p>【ISO26000】 気候変動の緩和 <b>-エネルギー効率の良い物品の購入及びエネルギー効率の良い製品及びサービスの開発</b>を含め、組織内で可能な限り省エネルギーを実現すること。</p> <p>【東京都 「未来の東京」戦略】 <b>④ZEVを普及拡大</b> 乗用車新車販売 ※非ガソリン化 (100%@2030年)</p>	サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における消費エネルギーの低減に取り組むべきである。その例として、省エネルギー効率の高い設備・物流の導入や建物の断熱化、エネルギー管理システムの導入、 <b>エネルギー効率の良い製品及びサービスの開発、ゼロエミッション車の活用</b> 等が挙げられる。  (推奨事項)

(凡例) ■赤・・・ISOで規定している文言  
■紫・・・他団体・民間企業等で規定している文言

■緑・・・東京都 「未来の東京」戦略等で掲げられている内容

## ◎強化：（2）環境 2.3 低炭素・脱炭素エネルギーの利用

新設(★)・強化(○)した背景・認識・趣旨

温室効果ガス削減を受託事業者に求める一環として、温室効果ガス排出の少ない燃料等の利用拡大を求める上で、都は水素エネルギーの普及拡大を掲げていることから、取組例示に含めることで活用を促す。

オリ・パラ 調達コード	大阪万博 調達コード	その他参考資料（一部抜粋）	東京都調達指針(案)
サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に関して、CO <sub>2</sub> 排出係数のより低いエネルギーを使用すべきである。その例として、再生可能エネルギーや天然ガスなどCO <sub>2</sub> 排出のより少ない燃料等に由来する電気や熱を使用することが挙げられる。	サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に関して、CO <sub>2</sub> 排出係数のより低いエネルギーを使用すべきである。その例として、再生可能エネルギーに由来する電気や熱を使用することが挙げられる。	<p>【東京都 「未来の東京」戦略】</p> <p>②<b>水素エネルギーの普及拡大</b> 水素社会実現に向けた基盤づくり（水素の需要拡大や社会実装化を促進） 水素ステーション設置箇所数（150箇所@2030年）</p> <p>③<b>再生エネ電力利用割合を向上 再生可能エネルギーによる電力利用割合（50%@2030年）</b></p>	サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に関して、CO <sub>2</sub> 排出係数のより低いエネルギーを使用すべきである。その例として、再生可能エネルギー <b>や水素など温室効果ガス排出のより少ない燃料等</b> に由来する電気や熱を使用することが挙げられる。  (推奨事項)

(凡例) ■赤・・・ISOで規定している文言  
■紫・・・他団体・民間企業等で規定している文言

■緑・・・東京都 「未来の東京」戦略等で掲げられている内容

## ★新規：（2）環境 2.12 持続可能な水の利用

### 新設(★)・強化(○)した背景・認識・趣旨

気候変動問題の深刻化に伴う水資源問題の悪化を背景に、海外グローバル企業も水問題への対応を明記している。多くの調達案件でも、原材料の輸入等において海外の水資源問題に関わる可能性があるほか、国内においても水資源問題の深刻化が懸念されることから、環境問題への取組の網羅性を高めるため新設。

オリ・パラ 調達コード	大阪万博 調達コード	その他参考資料（一部抜粋）	東京都調達指針(案)
該当項目 なし	該当項目 なし	<p>【ISO26000】 持続可能な資源利用 -ベストプラクティス指標及び他のベンチマークを考慮して、エネルギー、<b>水及び他の資源の使用を削減するための資源効率性措置を実施すること。</b> <b>-再生材料を使用し、可能な限り水を再利用する。</b></p> <p>【ISO20400】 持続可能な資源利用 供給者と協力して、エネルギー安全保障の強化、<b>節水、水の使用と利用(安全な飲料水、水の再利用)</b>、材料の効率的な使用(再利用リサイクル、循環経済、ライフサイクルアプローチ)、および商品とサービスの最小限の資源利用を促進する</p> <p>【アップル サプライヤー行動規範】 水と廃水の管理 サプライヤーは体系化されたアプローチによって、<b>操業により生じる廃水を特定し、制御し、削減するものとします。</b></p> <p>【ユニリーバ 責任ある調達指針】 <b>環境管理方針と手続きが、水、エネルギー、危険物質、大気質と排気、森林破壊、廃棄および他の重要なリスクに関して整備されている。</b></p>	<p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、<b>水を保全し、水の使用を削減、節水する為の措置を実施し、可能な限り水を再利用すべき</b>である。</p> <p>(推奨事項)</p>

(凡例) ■赤・・・ISOで規定している文言  
■紫・・・他団体・民間企業等で規定している文言

■緑・・・東京都「未来の東京」戦略等で掲げられている内容

## ◎強化：(3) 人権 3.4 女性の権利尊重

### 新設(★)・強化(○)した背景・認識・趣旨

都は、育児を「休み」ではなく「大切な仕事」と捉え、育児休業を「育業」と呼んで、その取得促進に取り組んでいる。育児と仕事の両立ができる職場環境の実現に向けては、女性のみならず男性の育業取得を促進することが重要であることから、「育業」の観点を盛り込む形で強化。

オリ・パラ 調達コード	大阪万博 調達コード	その他参考資料（一部抜粋）	東京都調達指針(案)
サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、女性の権利を尊重し、女性のエンパワメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の登用や育児休暇の充実等に配慮すべきである。	サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、女性の権利を尊重し、女性のエンパワメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の登用や育児休暇の充実等に配慮すべきである。	<p>【東京都 「未来の東京」戦略】</p> <p>①「女性が活躍できると思う」割合を向上(75%@2030年)</p> <p>⑤<b>男性の育業取得率を向上(90%台@2030年)</b></p>	<p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、女性の権利を尊重し、女性のエンパワメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の登用や<b>育業（育児休業）</b>の充実等に配慮すべきである。</p> <p><b>加えて、一層の女性活躍を推進する観点から男性が容易に育業（育児休業）を取得可能な職場形成にも配慮すべきである。</b></p> <p>(推奨事項)</p>

(凡例) ■赤・・・ISOで規定している文言  
■紫・・・他団体・民間企業等で規定している文言

■緑・・・東京都 「未来の東京」戦略等で掲げられている内容

## ★新規：（4）労働 4.11 職場における人材育成・研修の提供

新設(★)・強化(◎)した背景・認識・趣旨

世界的にリスキリング等、教育の重要性が高まっており、都としても「誰もが輝く働き方の実現」に向けて、多様な学び直しによるキャリアアップの機会提供に取り組んでいることから新設。

オリ・パラ 調達コード	大阪万博 調達コード	その他参考資料（一部抜粋）	東京都調達指針(案)
該当項目 なし	該当項目 なし	<p>【ISO26000】 職場における人材育成・研修 -平等かつ差別のない原則に基づき、<b>すべての労働者</b>に対し、<b>職業経験のすべての段階において、能力開発、訓練及び実習並びに昇進の機会を提供すること。</b></p> <p>【ISO20400】 職場における人材育成・研修 <b>供給者と協力して、労働者に技能開発、訓練、能力向上の機会、機能及び昇進の機会を提供することに貢献する。</b></p> <p>【アップル サプライヤー行動規範】 教育プログラム管理 サプライヤーは適用法令に従って学生の記録を適切に維持管理し、教育パートナーの厳正な適正評価を行い、学生の権利を保護することにより、サプライヤーの施設における<b>学生プログラムの適切な管理を保証する</b>ものとします。サプライヤーは、（中略）、<b>適切なサポートと教育を提供する</b>ものとします。</p> <p>【東京都 「未来の東京」戦略】 <b>生涯を通じたキャリア・アップデートプロジェクトを推進</b>（リスキリングの取組・リカレント教育の強化等）</p>	<p>サプライヤーは、<b>労働者</b>に対し、<b>職業経験のすべての段階において、能力開発、訓練及び実習の機会を享受できる</b>ように配慮することが望ましい。</p> <p>(推奨事項)</p>

(凡例) ■赤・・・ISOで規定している文言

■紫・・・他団体・民間企業等で規定している文言

■緑・・・東京都 「未来の東京」戦略等で掲げられている内容

## ★新規：（5）経済 5.7 情報の記録と開示

新設(★)・強化(○)した背景・認識・趣旨

調達事業について、コンプライアンスを強化し、説明責任・透明性を担保すること、また事後検証に耐えうるようにするために、情報の正確な記録および必要に応じた開示が重要であることから新設。

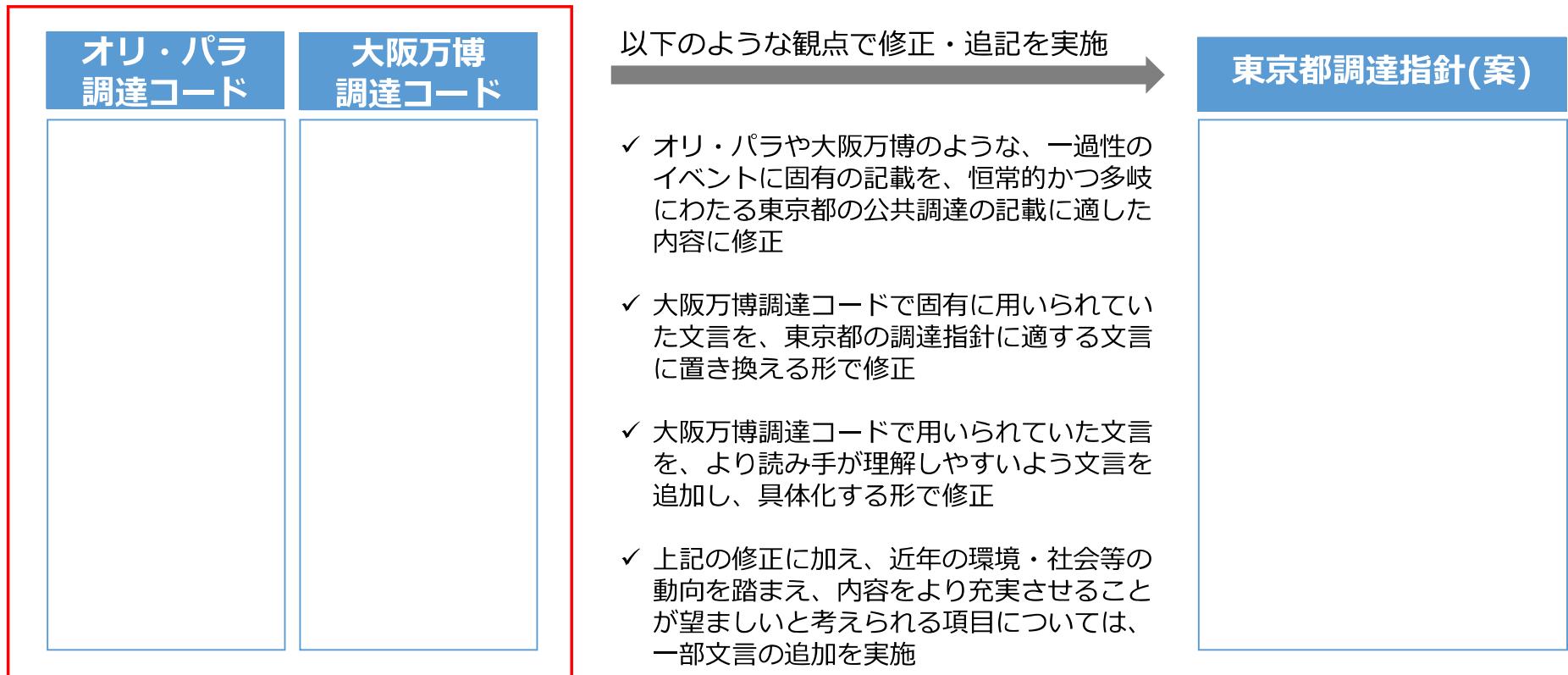
オリ・パラ 調達コード	大阪万博 調達コード	その他参考資料（一部抜粋）	東京都調達指針(案)
該当項目 なし	該当項目 なし	<p>【JPEA】 透明性及び誠実性 サプライヤー等は<b>すべての事業活動において、記録、物証、証言の偽造並びに改ざん及び隠蔽その他これらに類する倫理に反する行為を行わないこと。</b>事業活動に関する情報は、適用される規制と一般的な業務慣行に従って正しく開示すること。</p> <p>【OECD 多国籍企業行動指針】 <b>1. 企業は、その活動、組織、財務状況、業績、所有権及び企業統治に関する全ての重要な事項について、時宜を得た正確な情報の開示を確保すべきである。</b></p> <p>【アップル サプライヤー行動規範】 情報開示 サプライヤーは<b>事業活動、労働、健康と安全、環境に配慮した慣行に関する情報を正確に記録し、これらの情報を改ざんや不実記載することなくすべての適切な当事者に、法律の定めるところにより開示するものとします。</b></p>	<p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、<b>記録、物証、証言の偽造並びに改ざん及び隠蔽その他これらに類する倫理に反する行為を行ってはならない。</b>また、調達物品等の製造・流通等に関する情報は、<b>適用される規制と一般的な業務慣行に従うのみならず、事後的な、事業の実施・履行内容の検証等にも耐えるよう、正しく記録し、必要により都の求めに応じて開示しなければならない。</b></p> <p>(義務的事項)</p>

(凡例) ■赤・・・ISOで規定している文言  
■紫・・・他団体・民間企業等で規定している文言

■緑・・・東京都「未来の東京」戦略等で掲げられている内容

## その他の基準案の作成の考え方について

- 「オリ・パラ調達コード」以降の環境・社会等の動向が反映されており、必要な基準を十分に満たしていると考えられる項目については、「大阪万博調達コード（第一版）」と同等の水準で調達指針案を作成している。
- また、参考資料の調査等の結果、近年の環境・社会等の動向から、内容をより充実させることが望ましいと考えられる項目については、一部文言を追加する形で作成している。
- その他、オリ・パラや大阪万博が一過性のイベントであるのに対し、東京都の公共調達が恒常的かつ多岐にわたることを踏まえ、必要な文言の修正を図っている。



※基本は同水準とする

# **(仮称) 社会的責任ある公共調達指針 (案)**

## **4. 持続可能性に関する基準**

オリパラ調達コード	万博調達コード	東京都調達指針(案)
<p><b>4.持続可能性に関する基準</b> 4つの原則を踏まえ、調達物品等に関して、サプライヤー及びライセンシー並びにそれらのサプライチェーン（以下、「サプライヤー等」という。）に求めることを、持続可能性に関する基準として以下のとおり定める。</p>	<p><b>3.持続可能性に関する基準</b> 博覧会協会は、調達物品等に関して、サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等並びにそれらのサプライチェーン（以下、「サプライヤー等」という。）に求めることを、持続可能性に関する基準として以下のとおり定める。</p>	<p><b>4.持続可能性に関する基準</b> <u>東京都が調達する、工事、建築資材・副資材、設備・備品・消耗品、各種サービス等（以下、「調達物品等」という。）の東京都への納品・サービス提供までの、国内外における、原材料の採取、製造、建設、流通、運営などのプロセス（以下、「製造・流通等」という。）において、サプライヤー及びそれらのサプライチェーン（以下、「サプライヤー等」という。）に求めることを、持続可能性に関する基準として以下のとおり定める。</u></p>
<p><b>(1) 全般</b>  <b>①法令遵守</b>          サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各国現地法及び国際法を含め、関係する法令等を遵守しなければならない。</p>	<p><b>(1) 全般</b>  <b>1.1 法令遵守</b>          サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、適用される国内外の法令等を遵守するとともに、国際規範を尊重しなければならない。  <u>国際規範と各国の法令等が相反する場合には、各国の法令等を遵守しつつ、国際規範を尊重する方法を追求するものとする。</u></p>	<p><b>(1) 全般</b>  <b>1.1 法令遵守</b>          サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、適用される国内外の法令等を遵守するとともに、国際規範を尊重しなければならない。  <u>国際規範と各国の法令等が相反する場合には、各国の法令等を遵守しつつ、国際規範を尊重する方法を追求するものとする。</u></p>
<p><b>②報復行為の禁止</b>          サプライヤー等は、法令違反や差別、調達コード違反等の行為を通報した者に対し、通報したことを理由として報復行為を行ってはならない。</p>	<p><b>1.2 通報者に対する報復行為の禁止</b>          サプライヤー等は、法令違反や調達コード違反等の行為に関する通報をした者に対し、通報したことを理由として報復行為を行ってはならない。  <u>また、サプライヤー等は、かかる通報を受け付けて対応する体制を整備するように努める。</u></p>	<p><b>1.2 通報者に対する報復行為の禁止</b>          サプライヤー等は、法令違反や調達コード違反等の行為に関する通報をした者に対し、通報したことを理由として報復行為を行ってはならない。</p>

オリパラ調達コード	万博調達コード	東京都調達指針(案)
—	—	<p><b>1.3受託事業における提供価値の最大化</b>  <u>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、特定の第三者に対する利益の供与等による公益や提供価値の毀損を防ぐ等、東京都としての公益及び都民への価値創出の最大化を目指し、都民の生活・福祉向上に資する事業の運営と公金の適正活用に最大限努める。</u></p>
—	—	<p><b>1.4バリューチェーンにおける社会的責任の推進</b>  <u>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、人権侵害行為への加担及び環境への過度な負担を避けるため、人権尊重及び環境保護に関する自社の方針を明確化し公表すべきである。</u>  <u>さらに上記の活動または関係者の活動から生じる実際のまたは潜在的な負の影響を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくため、定期的なデュー・ディリジェンスを行うべきである。加えて負の影響について特定し、是正するための仕組みとして苦情処理メカニズムを備えるべきである。</u></p>

オリパラ調達コード	万博調達コード	東京都調達指針(案)
<p><b>(2) 環境</b></p> <p>現在、日本国内では環境に関する法令や各種方針・ガイドライン等の整備が進んでいることから、組織委員会の調達においても、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく調達を原則とし、環境負荷低減のために国や東京都等が策定する方針等（国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」や東京都の「東京都グリーン購入推進方針」及び「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等）に定める水準を満たす物品・サービスを求めてこととする。</p> <p>その上で、個別の物品・サービスの環境性能等については、「持続可能性に配慮した運営計画」において定める目標等も踏まえて指定することとする。</p> <p>また、物品・サービスそのものの性能についてだけでなく、その製造・流通等においても、環境負荷を低減するための配慮がなされるよう求めていく。</p>	<p><b>(2) 環境</b></p> <p>現在、日本国内では環境に関する法令や各種方針・ガイドライン等の整備が進んでいることから、大阪・関西万博の調達においても、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく調達を原則とし、環境負荷低減のために国や大阪府等が策定する方針等（国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」や大阪府の「大阪府グリーン調達方針」等）に定める水準を満たす調達物品等を求めてこととする。</p> <p>また、物品・サービスそのものの性能についてだけでなく、その製造・流通等を含むライフサイクルを通じたバリューチェーン全体においても、環境負荷を低減するための配慮がなされるよう求めていく。</p>	<p><b>(2) 環境</b></p> <p>現在、日本国内では環境に関する法令や各種方針・ガイドライン等の整備が進んでいることから、東京都の調達においても、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく調達を原則とし、環境負荷低減のために国や東京都等が策定する方針等（国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」や東京都の「東京都グリーン購入推進方針」及び「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等）に定める水準を満たす物品・サービスを求めてこととする。</p> <p>また、物品・サービスそのものの性能についてだけでなく、その製造・流通等を含むライフサイクルを通じたバリューチェーン全体においても、環境負荷を低減するための配慮がなされるよう求めていく。</p>
—	—	<p><b>2.1排出する温室効果ガスの削減</b></p> <p>サプライヤー等は、脱炭素社会へ向け、自社の直接的、間接的及びサプライチェーンの温室効果ガス排出量を特定し、温室効果ガス排出量を削減するための措置を実施すべきである。</p> <p>さらには、気候変動が自社の事業に与えるリスクと機会を特定し、既存または予想される影響に対応するための措置を実施すべきである。</p>

オリパラ調達コード	万博調達コード	東京都調達指針(案)
<p><b>①省エネルギー</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における消費エネルギーの低減に取り組むべきである。その例として、低炭素型原材料の使用、省エネルギー効果の高い設備・物流の導入や建物の断熱化、エネルギー管理システムの導入等が挙げられる。</p>	<p><b>2.1 省エネルギーの推進</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における消費エネルギーの低減に取り組むべきである。その例として、省エネルギー効果の高い設備・物流の導入や建物の断熱化、エネルギー管理システムの導入等が挙げられる。</p>	<p><b>2.2 省エネルギーの推進</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における消費エネルギーの低減に取り組むべきである。その例として、省エネルギー効果の高い設備・物流の導入や建物の断熱化、エネルギー管理システムの導入、<u>エネルギー効率の良い製品及びサービスの開発、ゼロエミッション車の活用等</u>が挙げられる。</p>
<p><b>②低炭素・脱炭素エネルギーの利用</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に関して、CO<sub>2</sub>排出係数のより低いエネルギーを使用すべきである。 その例として、再生可能エネルギーや天然ガスなどCO<sub>2</sub>排出のより少ない燃料等に由来する電気や熱を使用することが挙げられる。</p>	<p><b>2.2 低炭素・脱炭素エネルギーの利用</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に関して、CO<sub>2</sub>排出係数のより低いエネルギーを使用すべきである。 その例として、再生可能エネルギーに由来する電気や熱を使用することが挙げられる。</p>	<p><b>2.3 低炭素・脱炭素エネルギーの利用</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に関して、CO<sub>2</sub>排出係数のより低いエネルギーを使用すべきである。 その例として、再生可能エネルギーや<u>水素など温室効果ガス排出のより少ない燃料等</u>に由来する電気や熱を使用することが挙げられる。</p>
<p><b>③その他 の方法による温室効果ガスの削減</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における温室効果ガスの発生低減に取り組むべきである。その例として、ノンフロン冷媒（自然冷媒）を用いた冷凍冷蔵機器等への代替、オフセット・スキームの活用等が挙げられる。</p>	<p><b>2.3 その他 の方法による温室効果ガスの削減</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における温室効果ガスの発生低減に取り組むべきである。その例として、ノンフロン冷媒（自然冷媒）を用いた冷凍冷蔵機器等への代替、オフセットスキームの活用等が挙げられる。</p>	<p><b>2.4 その他 の方法による温室効果ガスの削減</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における温室効果ガスの発生低減に取り組むべきである。その例として、ノンフロン冷媒（自然冷媒）を用いた冷凍冷蔵機器等への代替、オフセットスキームの活用等が挙げられる。</p>

オリパラ調達コード	万博調達コード	東京都調達指針(案)
—	<p><b>2.4 バリューチェーン全体を通した温室効果ガスの低減に寄与する原材料等の利用</b></p> <p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、バリューチェーン全体を通して排出される温室効果ガスの低減に寄与する原材料や部品、燃料をLCA（ライフサイクルアセスメント）の観点から選択して利用すべきである。その例として、低炭素型コンクリートやリサイクル鋼材などの低炭素型原材料の使用等が挙げられる。</p>	<p><b>2.5 バリューチェーン全体を通した温室効果ガスの低減に寄与する原材料等の利用</b></p> <p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、バリューチェーン全体を通して排出される温室効果ガスの低減に寄与する原材料や部品、燃料を LCA（ライフサイクルアセスメント）の観点から選択して利用すべきである。その例として、低炭素型コンクリートやリサイクル鋼材などの低炭素型原材料の使用等が挙げられる。</p>
<p><b>④3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進</b></p> <p>サプライヤー等は、調達物品等に関して、汎用品の活用や分離・分解の容易な構造の採用等により、大会後に再使用・再生利用しやすい製品とすべきである。</p> <p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通において、再生品や再生資源を含む原材料を利用すべきであり、また、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用のほか、再使用・再生利用ができない場合のエネルギー回収などの方法で資源の有効利用に取り組むべきである。</p>	<p><b>2.5 3R（リデュース、リユース、リサイクル）+Renewable 及び循環経済の推進</b></p> <p>サプライヤー等は、調達物品等に関して、原材料を効率的に利用することや製品をなるべく長期間使用することなどにより廃棄物の発生抑制（リデュース）を図った上で、汎用品の活用や解体・分離・分解の容易な構造の採用等により、会期後に再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）しやすい製品とすべきである。</p> <p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、再生品や再生資源を含む原材料を利用すべきであり、また、廃棄物のうち、再使用・再生利用ができないものであってもエネルギー回収することで、資源の有効利用に取り組むべきである。</p> <p>サプライヤー等は、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を徹底し、これを徹底した後にお残る廃棄物の適正な処理を確保すべきである。さらに、循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行に向けて、中長期的な視点から資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用することに配慮すべきである。</p>	<p><b>2.6持続可能な資源利用の推進</b></p> <p>サプライヤー等は、調達物品等に関して、原材料を効率的に利用することや製品をなるべく長期間使用すること、<b>リサイクルしやすい素材を活用した設計をすること</b>などにより廃棄物の発生抑制（リデュース）を図った上で、汎用品の活用や解体・分離・分解の容易な構造の採用等により、使用後に再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）しやすい製品とすべきである。</p> <p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、再生品や再生資源を含む原材料を利用すべきであり、また、廃棄物のうち、再使用・再生利用ができないものであってもエネルギー回収することで、資源の有効利用に取り組むべきである。</p> <p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、資源の「3R（リデュース・リユース・リサイクル）+Renewable（再生可能資源への代替）」を徹底し、これを徹底した後にお残る廃棄物の適正な処理を確保すべきである。さらに、循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行に向けて、中長期的な視点から資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用することに配慮すべきである。</p>

オリパラ調達コード	万博調達コード	東京都調達指針(案)
<p><b>⑤容器包装等の低減</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、製品自体の容器包装や、製品を詰める箱、輸送用パレットなどの梱包・輸送資材の最小化に取り組むべきである。 また、再使用・再生利用しやすい容器包装及び梱包・輸送資材を使用すべきである。</p>	<p><b>2.6 容器包装等の低減及び再生材料や植物由来材料の利用</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、製品自体の容器包装や、製品を詰める箱、輸送用パレットなどの梱包・輸送資材の最小化に取り組むべきである。 また、再生材料や植物由来材料の使用のほか、再使用・再生利用しやすい容器包装等を使用すべきである。</p>	<p><b>2.7 容器包装等の低減及び再生材料や植物由来材料の利用</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、製品自体の容器包装や、製品を詰める箱、輸送用パレットなどの梱包・輸送資材の最小化に取り組むべきである。 また、再生材料や植物由来材料の使用のほか、再使用・再生利用しやすい容器包装等を使用すべきである。</p>
<p>—</p>	<p><b>2.7 プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減</b> サプライヤー等は、「プラスチック資源循環戦略」における3R+Renewable の基本原則を踏まえ、調達物品等の製造・流通等において、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の不必要的使用・廃棄の抑制やプラスチック製品の使用を抑制し、代替可能性が見込まれる場合には、その機能性を保持・向上した再生材や紙・バイオプラスチック等の再生可能資源への適切な代替を促進すべきである。</p>	<p><b>2.8 プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減</b> サプライヤー等は、<u>2.6の「持続可能な資源利用の推進」を踏まえ</u>、調達物品等の製造・流通等において、<u>廃プラスチックの発生抑制とリサイクルを促進すべきである。</u> ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の不必要的使用・廃棄の抑制やプラスチック製品の使用を抑制し、代替可能性が見込まれる場合には、その機能性を保持・向上した再生材や紙・バイオプラスチック等の再生可能資源への適切な代替を促進すべきである。 <u>また、サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、单一素材で再資源化しやすく、分別や異物の除去等が容易なものについては、マテリアルリサイクルを一層徹底し、資源の保全、環境への負荷、経済性の面でマテリアルリサイクルに適さない場合には、ケミカルリサイクルやサーマルリサイクル（リカバリー）を行い、埋立処分量ゼロを目指すべきである。</u></p>

オリパラ調達コード	万博調達コード	東京都調達指針(案)
<p><b>⑥汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理</b>  サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各種環境法令に基づき、大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質（製品に含有するものを含む）を適切に管理し、また、廃棄物を適切に処理しなければならない。  また、サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、環境や人間の健康への悪影響の回避に取り組むべきである。</p>	<p><b>2.8 汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理</b>  サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各種環境法令に基づき、大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質（製品に含有するものを含む）を適切に管理し、また、廃棄物を適切に処理しなければならない。  また、サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、環境や人間の健康への悪影響の回避に取り組むべきである。</p>	<p><b>2.9 汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理</b>  サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各種環境法令に基づき、大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質（製品に含有するものを含む）を適切に管理し、また、廃棄物を適切に処理しなければならない。  また、サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、環境や人間の健康への悪影響の回避に取り組むべきである。</p>
<p><b>⑦資源保全に配慮した原材料の採取</b>  サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林・海洋などからの資源を使用する場合には、違法に採取・栽培された資源を使用してはならない。  また、サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林減少・劣化の抑制（森林減少ゼロに向けた取組の普及）の観点を含め、資源の保全に配慮して採取・栽培された原材料を使用すべきである。</p>	<p><b>2.9 資源保全に配慮した原材料の採取</b>  サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林・海洋などからの資源を使用する場合には、違法に採取・栽培された資源を使用してはならない。  また、サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林減少・劣化の抑制（森林減少ゼロに向けた取組の普及）の観点を含め、資源の保全に配慮して採取・栽培された原材料を使用すべきである。</p>	<p><b>2.10 資源保全に配慮した原材料の採取</b>  サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林・海洋などからの資源を使用する場合には、違法に採取・栽培された資源を使用してはならない。  また、サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林減少・劣化の抑制（森林減少ゼロに向けた取組の普及）の観点を含め、資源の保全に配慮して採取・栽培された原材料を使用すべきである。</p>

オリパラ調達コード	万博調達コード	東京都調達指針(案)
<p><b>⑧生物多様性の保全</b> サプライヤー等は、調達物品等に関して、資源保存や再生産確保のための措置が講じられていない絶滅危惧種の動植物に由来する原材料を使用してはならない。</p> <p>また、サプライヤー等は、原材料の採取・栽培時を含む調達物品等の製造・流通等において、希少な動植物の保全、生物やその生息環境への影響の少ない方法による生産等により、生物多様性や生態系への負荷の低減に取り組むべきである。</p>	<p><b>2.10 生物多様性の保全</b> サプライヤー等は、調達物品等に関して、資源保存や再生産確保など持続可能な利用のための措置が講じられていない絶滅危惧種等の野生動植物に由来する原材料を使用してはならない。</p> <p>また、サプライヤー等は、原材料の採取・栽培時を含む調達物品等の製造・流通等において、絶滅危惧種等の野生動植物の保全、生物やその生息環境への影響の少ない方法による生産等により、生物多様性や生態系への負荷の低減に取り組むべきである。</p>	<p><b>2.11 生物多様性の保全</b> サプライヤー等は、調達物品等に関して、資源保存や再生産確保など持続可能な利用のための措置が講じられていない絶滅危惧種の動植物に由来する原材料を使用してはならない。</p> <p>また、サプライヤー等は、原材料の採取・栽培時を含む調達物品等の製造・流通等において、<b>生物多様性及び生態系サービスに対する潜在的な悪影響を特定し、希少な動植物の保全、生物やその生息環境への影響の少ない方法による生産等により、生物多様性や生態系への負荷の低減に取り組むべきである。</b></p>
—	—	<p><b>2.12持続可能な水の利用</b> <b>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、水を保全し、水の使用を削減、節水する為の措置を実施し、可能な限り水を再利用すべきである。</b></p>

オリパラ調達コード	万博調達コード	東京都調達指針(案)
<p><b>(3) 人権</b></p> <p>組織委員会は、「このオリンピック憲章の定める権利および自由は、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けことなく、確実に享受されなければならない」というオリンピック憲章の理念を強く支持する。また、ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂性）の観点を重視する。</p>	<p><b>(3) 人権</b></p> <p>博覧会協会は多種多様な人々が積極的にまた安心して参加できる環境を整えるとともに、大阪・関西万博から多様な考え方を発信できるようインクルーシブな万博運営を実現することを目指している。</p>	<p><b>(3) 人権</b></p> <p><u>東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けることが重要である。</u></p> <p><u>東京都は、このような認識の下、誰もが認め合う共生社会を実現し、多様性を尊重する都市をつくりあげるとともに、様々な人権に関する不当な差別を許さないことを明らかにしており、ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂性）の観点を重視する。</u></p>
<p><b>①国際的人権基準の遵守・尊重</b></p> <p>サプライヤー等は、調達物品等に関して、人権に係る国際的な基準（特に世界人権宣言、人種差別撤廃条約、自由権規約、社会権規約、拷問等禁止条約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約、人身売買等禁止条約、先住民族の権利に関する国際連合宣言）を遵守・尊重しなければならない。</p>	<p><b>3.1 国際的人権基準の遵守・尊重</b></p> <p>サプライヤー等は、調達物品等に関して、人権に係る国際的な基準（特に世界人権宣言、人種差別撤廃条約、自由権規約、社会権規約、拷問等禁止条約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約、人身売買等禁止条約、先住民族の権利に関する国際連合宣言）を遵守・尊重しなければならない。</p>	<p><b>3.1 国際的人権基準の遵守・尊重</b></p> <p>サプライヤー等は、調達物品等に関して、人権に係る国際的な基準（特に世界人権宣言、人種差別撤廃条約、自由権規約、社会権規約、拷問等禁止条約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約、人身売買等禁止条約、先住民族の権利に関する国際連合宣言）を遵守・尊重しなければならない。</p>
<p><b>②差別・ハラスメントの禁止</b></p> <p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等によるいかなる差別やハラスメントも排除しなければならない。</p>	<p><b>3.2 差別・ハラスメントの禁止</b></p> <p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等によるいかなる差別やハラスメントも排除しなければならない。</p>	<p><b>3.2 差別・ハラスメントの禁止</b></p> <p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、人種、<u>民族</u>、国籍、宗教、<u>信条</u>、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分、<u>門地</u>、<u>文化</u>、<u>年齢</u>等によるいかなる差別やハラスメントも排除しなければならない。</p>

オリパラ調達コード	万博調達コード	東京都調達指針(案)
<p><b>③地域住民等の権利侵害の禁止</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、地域住民等に対する不法な立ち退きの強制や地域の生活環境の著しい破壊等を行ってはならない。</p>	<p><b>3.3 先住民及び地域住民等の権利侵害の禁止</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、<u>先住民及び地域住民等の権利を尊重する。</u> <u>事前の十分な情報提供に基づく、自由意志による合意に関する権利を尊重し、先住民及び地域住民等に対する不法な立ち退きの強制や地域の生活環境の著しい破壊等を行ってはならない。</u></p>	<p><b>3.3 先住民及び地域住民等の権利侵害の禁止</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、先住民及び地域住民等の権利を尊重する。事前の十分な情報提供に基づく、自由意志による合意に関する権利を尊重し、先住民及び地域住民等に対する不法な立ち退きの強制や地域の生活環境の著しい破壊等を行ってはならない。</p>
<p><b>④女性の権利尊重</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、女性の権利を尊重し、女性のエンパワメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の登用や育児休暇の充実等に配慮すべきである。</p>	<p><b>3.4 女性の権利尊重</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、女性の権利を尊重し、女性のエンパワメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の登用や育児休暇の充実等に配慮すべきである。</p>	<p><b>3.4 女性の権利尊重</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、女性の権利を尊重し、女性のエンパワメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の登用<u>や育業（育児休業）</u>の充実等に配慮すべきである。 <u>加えて、一層の女性活躍を推進する観点から男性が容易に育業（育児休業）を取得可能な職場形成にも配慮すべきである。</u></p>
<p><b>⑤障がい者の権利尊重</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、障がい者の権利を尊重し、その経済的・社会的活動への参加を支援するため、障がい者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化、障がい者授産製品の使用等に配慮すべきである。</p>	<p><b>3.5 障がい者の権利尊重</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、障がい者の権利を尊重し、その経済的・社会的活動への参加を支援するため、障がい者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化などの合理的配慮の提供、障がい者授産製品等の使用等に配慮すべきである。また、製品・サービスの提供の際には障がい者の利便性や安全性の確保等に配慮すべきである。</p>	<p><b>3.5 障がい者の権利尊重</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、障がい者の権利を尊重し、その経済的・社会的活動への参加を支援すべきである。 <u>支援においては、障がい者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化等のハード面でのバリアフリー化に加え、障がい者への理解促進といったソフト面でのバリアフリー化を促進し、障がい者自製品等の使用等に配慮すべきである。</u> また、製品・サービスの提供の際には障がい者の利便性や安全性の確保等に配慮すべきである。</p>

オリパラ調達コード	万博調達コード	東京都調達指針(案)
<p><b>⑥子どもの権利尊重</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、子どもの権利を尊重し、その健全な育成を支援するため、児童労働の禁止のほか、子ども向け製品・サービスの提供の際の安全性の確保や子どもを世話する親・保護者への支援等に配慮すべきである。</p>	<p><b>3.6 子どもの権利尊重</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、子どもの権利を尊重し、その健全な育成を支援するため、児童労働の禁止のほか、子ども向け製品・サービスの提供の際の安全性の確保や子どもを世話する親・保護者への支援等に配慮すべきである。</p>	<p><b>3.6 子どもの権利尊重</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、子どもの権利を尊重し、その健全な育成を支援するため、児童労働の禁止のほか、子ども向け製品・サービスの提供の際の安全性の確保や子どもを世話する親・保護者への支援等に配慮すべきである。</p>
<p><b>⑦社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、民族的・文化的少数者、性的少数者（LGBT 等）、移住労働者といった社会的少数者（マイノリティ）の人々の権利を、他の人々と同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、これらの人々が平等な経済的・社会的権利を享受できるような支援に配慮すべきである。</p>	<p><b>3.7 社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、民族的・文化的少数者、性的少数者（LGBT 等）、移住労働者といった社会的少数者（マイノリティ）の人々の権利を、他の人々と同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、これらの人々が平等な経済的・社会的権利を享受できるような支援に配慮すべきである。</p>	<p><b>3.7 社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、民族的・文化的少数者、性的少数者（LGBT 等）、移住労働者といった社会的少数者（マイノリティ）の人々の権利を、他の人々と同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、<u>社会においてこれらの人々への理解が促進され、平等な経済的・社会的権利を享受できるようなユニバーサルデザインや多様性プログラムの推進などの支援</u>に配慮すべきである。</p>
<p><b>(4) 労働</b> 労働は、製造・流通等の各段階に関係するものであり、国内外で児童労働や長時間労働、外国人労働者の問題が指摘される中、組織委員会は、適正な労務管理と労働環境の確保を求めていく。 また、ワーク・ライフ・バランスの推進も必要である。</p>	<p><b>(4) 労働</b> 労働は、製造・流通等の各段階に関係するものであり、国内外で強制労働、児童労働、長時間労働、外国人労働者の問題が指摘される中、博覧会協会は、ディーセント・ワークの実現に向けて、適正な労務管理と労働環境の確保を求めていく。また、ワーク・ライフ・バランスの推進も必要である。</p>	<p><b>(4) 労働</b> 労働は、製造・流通等の各段階に関係するものであり、国内外で強制労働、児童労働、長時間労働、外国人労働者の問題が指摘される中、<u>東京都</u>は、ディーセント・ワークの実現に向けて、適正な労務管理と労働環境の確保を求めていく。また、<u>ライフ・ワーク・バランス</u>の推進も必要である。</p>
<p><b>①国際的労働基準の遵守・尊重</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、労働に関する国際的な基準（特に ILO の提唱する労働における基本的原則及び権利（ILO 中核的労働基準を含む））を遵守・尊重しなければならない。</p>	<p><b>4.1 国際的労働基準の遵守・尊重</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、労働に関する国際的な基準（特に ILO の提唱する労働における基本的原則及び権利（ILO 中核的労働基準を含む））を遵守・尊重しなければならない。</p>	<p><b>4.1 国際的労働基準の遵守・尊重</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、労働に関する国際的な基準（特に ILO の提唱する労働における基本的原則及び権利（ILO 中核的労働基準を含む））を遵守・尊重しなければならない。</p>

オリパラ調達コード	万博調達コード	東京都調達指針(案)
<p><b>②結社の自由、団体交渉権</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、組合結成の自由及び団体交渉の権利といった労働者の基本権を確保しなければならない。</p>	<p><b>4.2 結社の自由、団体交渉権</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、組合結成の自由及び団体交渉の権利といった労働者の基本権を確保しなければならない。</p>	<p><b>4.2 結社の自由、団体交渉権</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、<u>妨害、差別、報復、ハラスメントを受けることなく</u>、組合結成の自由及び団体交渉の権利といった労働者の基本権を確保しなければならない。<u>また、求めに応じて、交渉を有意義なものとするための真正かつ公平な情報を見直すべきである。</u></p>
<p><b>③強制労働の禁止</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の強制労働もさせてはならず、また、人身取引に関わってはならない。</p>	<p><b>4.3 強制労働の禁止</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、<u>不当な身体的又は精神的拘束による</u>、いかなる形態の強制労働もさせてはならず、また、人身取引に関わってはならない。</p>	<p><b>4.3 強制労働の禁止</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、不当な身体的又は精神的拘束による、いかなる形態の強制労働もさせてはならず、また、人身取引に関わってはならない。</p>
<p><b>④児童労働の禁止</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の児童労働もさせてはならない。</p>	<p><b>4.4 児童労働の禁止</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の児童労働もさせてはならない。</p>	<p><b>4.4 児童労働の禁止</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の児童労働もさせてはならない。<u>児童労働を発見した場合、緊急にこれを禁止・撤廃すべく即時かつ実効的な措置をとらなくてはならない。</u> <u>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、18歳未満の若い労働者が雇用される場合には、健康や安全が損なわれる可能性のある危険な業務への従事及び時間外労働や深夜労働を要求してはならない。</u></p>

オリパラ調達コード	万博調達コード	東京都調達指針(案)
<b>⑤雇用及び職業における差別の禁止</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者について、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等による雇用や賃金、労働時間その他労働条件の面でのいかなる差別もしてはならない。	<b>4.5 雇用及び職業における差別の禁止</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者について、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等による雇用や賃金、労働時間その他労働条件の面でのいかなる差別もしてはならない。	<b>4.5 雇用及び職業における差別の禁止</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者について、人種、 <u>民族</u> 、国籍、宗教、 <u>信条</u> 、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分、 <u>門地</u> 、 <u>文化</u> 、 <u>年齢</u> 等による雇用や賃金、労働時間その他労働条件の面でのいかなる差別もしてはならない。
<b>⑥賃金</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、法令で定める最低賃金を支払わなければならない。 サプライヤー等は、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金の支払いに配慮すべきである。	<b>4.6 賃金</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、法令で定める最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。 サプライヤー等は、労働の価値に見合った、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金の支払いに配慮すべきである。	<b>4.6 賃金</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、法令で定める最低賃金額以上の賃金 <u>及び適切な手当</u> を支払わなければならない。 サプライヤー等は、労働の価値に見合った、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金の支払いに配慮すべきである。
<b>⑦長時間労働の禁止</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、違法な長時間労働（労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者については健康・福祉を害する長時間労働）をさせてはならない。	<b>4.7 長時間労働の禁止</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、違法な長時間労働（労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者については健康・福祉を害する長時間労働）をさせてはならない。	<b>4.7 長時間労働の禁止</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、違法な長時間労働（労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者については健康・福祉を害する長時間労働）をさせてはならない。 <u>また、サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、労働者の労働時間を適切に管理すべきである。</u>
<b>⑧職場の安全・衛生</b> サプライヤー等は、安全衛生に関する法令等に基づき、安全衛生委員会等の設置やメンタルヘルスケアを含め、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者等にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えなければならない。 また、サプライヤー等は、労働者にとって仕事と生活の調和のとれた労働環境の整備に配慮すべきである。	<b>4.8 職場の安全・衛生</b> サプライヤー等は、安全衛生に関する法令等に基づき、安全衛生委員会等の設置やメンタルヘルス対策を含め、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者等にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えなければならない。 また、サプライヤー等は、労働者にとって仕事と生活の調和のとれた労働環境の整備に配慮すべきである。	<b>4.8 職場の安全・衛生</b> サプライヤー等は、安全衛生に関する法令等に基づき <u>必要な許認可をすべて取得し</u> 、安全衛生委員会等の設置やメンタルヘルス対策を含め、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者等にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えなければならない。 また、サプライヤー等は、労働者にとって仕事と生活の調和のとれた労働環境の整備に配慮すべきである。

オリパラ調達コード	万博調達コード	東京都調達指針(案)
<p><b>⑨外国人・移住労働者</b></p> <p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等のために自国内で働く外国人・移住労働者（技能実習生を含む。）に対しては、関連する法令に基づき適切な労働管理を行い、賃金の不払い、違法な長時間労働のほか、旅券等の取上げ、強制帰国、保証金の徴収などの違法又は不当な行為を行ってはならず、法令や行政指導に基づき、当該労働者の理解可能な言語で労働条件を書面で交付しなければならない。</p> <p>また、サプライヤー等は、外国人労働者のあっせん・派遣を受ける場合、当該あっせん・派遣をする事業者が法令に基づく許可を受けているか、外国人労働者の権利を不当に侵害していないか等について確認すべきである。</p> <p>このほか、サプライヤー等は、適切な住環境への配慮、外国人労働者が苦情申入れ・相談を容易に行えるようにするための体制整備や権限ある労働関係機関との連携にも取り組むべきである。</p>	<p><b>4.9 外国人・移住労働者</b></p> <p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等のために自国内で働く外国人・移住労働者（技能実習生、特定技能在留外国人、外国人留学生を含む。）に対しては、関連する法令に基づき適切な労働管理を行い、賃金の不払い、違法な長時間労働のほか、旅券等の取上げ、強制帰国、保証金の徴収などの違法又は不当な行為を行ってはならず、法令や行政指導に基づき、当該労働者の理解可能な言語で労働条件を書面で交付しなければならない。</p> <p>また、サプライヤー等は、外国人・移住労働者のあっせん・派遣を受ける場合、当該あっせん・派遣をする事業者が法令に基づく許可を受けているか、外国人・移住労働者から仲介手数料を徴収していないか、外国人・移住労働者の権利を不当に侵害していないか等について確認すべきである。</p> <p>このほか、サプライヤー等は、適切な住環境への配慮、外国人・移住労働者が苦情申入れ・相談を容易に行えるようにするための体制整備や権限ある関係機関との連携にも取り組むべきである。</p>	<p><b>4.9 外国人・移住労働者</b></p> <p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等のために自国内で働く外国人・移住労働者（技能実習生、特定技能在留外国人、外国人留学生を含む。）に対しては、関連する法令に基づき適切な労働管理を行い、賃金の不払い、違法な長時間労働のほか、旅券等の取上げ、強制帰国、保証金の徴収などの違法又は不当な行為を行ってはならず、離職、転職、送出し国への帰還の自由や私生活の自由を尊重しなければならない。</p> <p>また、法令や行政指導に基づき、当該労働者の理解可能な言語で労働条件を書面で交付しなければならない。</p> <p>また、サプライヤー等は、外国人・移住労働者のあっせん・派遣を受ける場合、当該あっせん・派遣をする事業者が法令に基づく許可を受けているか、外国人・移住労働者から仲介手数料を徴収していないか、外国人・移住労働者の権利を不当に侵害していないか等について確認すべきである。</p> <p>このほか、サプライヤー等は、適切な住環境への配慮、外国人・移住労働者が苦情申入れ・相談を容易に行えるようにするための体制整備や権限ある関係機関との連携にも取り組むべきである。</p>
—	<p><b>4.10 職場における暴力とハラスメントの防止</b></p> <p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、職場における暴力とハラスメントを禁止し、これを防止するための適切な措置をとらなければならない。</p>	<p><b>4.10 職場における暴力とハラスメントの防止</b></p> <p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、労働者の個人としての尊厳と人格権を尊重し、職場におけるあらゆる形態の暴力とハラスメントを容認してはならない。</p> <p>また、これを防止するための適切な措置をとらなければならない。</p>

オリパラ調達コード	万博調達コード	東京都調達指針(案)
—	—	<p><b>4.11職場における人材育成・研修の提供</b>  <u>サプライヤー等は、労働者に対し、職業経験のすべての段階において、能力開発、訓練及び実習の機会を享受できるように配慮することが望ましい。</u></p>
—	<p><b>4.11 就職困難者の雇用の促進</b>      サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、生活困窮者やひとり親といった就職困難者の雇用の促進に配慮すべきである。</p>	<p><b>4.12 就職困難者の雇用の促進</b>      サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、生活困窮者やひとり親といった就職困難者の雇用の促進に配慮すべきである。</p>
<p><b>(5) 経済</b>      近年、事業活動の公正さに対する社会的な関心が高まっている。また、持続可能性は環境、社会、経済という3本柱で構成されるものであり、経済活動・事業活動においてもこの3つが調和することが期待されている。      特に、日本経済の基盤を形成する中小事業者も含めて、大会に関連する調達に積極的に取り組むことは、新たな市場の開拓や専門技術の向上等を通じて日本経済の持続的成長に貢献する。      さらに、東日本大震災等によって深刻な被害を受けた被災地の復興への配慮も必要である。      このため、組織委員会は、公正な事業慣行や地域経済に関する取組についても重視する。</p>	<p><b>(5) 経済</b>      近年、事業活動の公正さに対する社会的な関心が高まっている。      また、持続可能性は環境、社会、経済という3本柱で構成されるものであり、経済活動・事業活動においてもこの3つが調和することが期待されている。      特に、日本経済の基盤を形成する中小事業者も含めて、サプライヤー等が大阪・関西万博に関連する調達に積極的に取り組むことは、新たな市場の開拓や専門技術の向上等を通じて日本経済の持続的成長に貢献する。      このため、博覧会協会は、公正な事業慣行や地域経済に関する取組についても重視する。</p>	<p><b>(5) 経済</b>      近年、事業活動の公正さに対する社会的な関心が高まっている。      また、持続可能性は環境、社会、経済という3本柱で構成されるものであり、経済活動・事業活動においてもこの3つが調和することが期待されている。      特に、都内経済の基盤を形成する中小事業者も含めて、東京都の調達に積極的に取り組むことは、新たな市場の開拓や専門技術の向上等を通じて都内経済の持続的成長に貢献する。      このため、東京都は、公正な事業慣行や地域経済に関する取組についても重視する。</p>

オリパラ調達コード	万博調達コード	東京都調達指針(案)
<b>①腐敗の防止</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、贈収賄等の腐敗行為に関わってはならない。	<b>5.1 腐敗の防止</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、贈収賄等の腐敗行為に関わってはならない。	<b>5.1 腐敗の防止</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、贈収賄等の腐敗行為に関わってはならない。
<b>②公正な取引慣行</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、独占禁止法や下請法を遵守し、ダンピング、買いたたき、談合等の不公正・反競争的な取引を行ってはならない。	<b>5.2 公正な取引慣行</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、独占禁止法や下請法を遵守し、ダンピング、買いたたき、談合等の不公正・反競争的な取引を行ってはならない。	<b>5.2 公正な取引慣行</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、独占禁止法や下請法を遵守し、ダンピング、買いたたき、談合等の不公正・反競争的な取引を行ってはならない。  <u>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、サプライチェーンにおける下請構造を可視化し適切に管理すべきである。</u>
<b>③紛争や犯罪への関与のない原材料の使用</b> サプライヤー等は、調達物品等の原材料について、武装勢力や犯罪組織の資金源となるなど、紛争や犯罪に関与するものを使用してはならない。	<b>5.3 紛争や犯罪への関与のない原材料の使用</b> サプライヤー等は、調達物品等の原材料について、武装勢力や犯罪組織の資金源となるなど、紛争や犯罪に関与するものを使用してはならない。	<b>5.3 紛争や犯罪への関与のない原材料の使用</b> サプライヤー等は、調達物品等の原材料について、武装勢力や犯罪組織の資金源となるなど、紛争や犯罪に関与するものを使用してはならない。
<b>④知的財産権の保護</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、第三者の知的財産権（特許権、著作権、意匠権等）及び営業秘密を侵害してはならない。	<b>5.4 知的財産権の保護</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、第三者の知的財産権（特許権、著作権、意匠権等）及び営業秘密を侵害してはならない。	<b>5.4 知的財産権の保護</b> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、第三者の知的財産権（特許権、著作権、意匠権等）及び営業秘密を侵害してはならない。
<b>⑤責任あるマーケティング</b> サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）が禁止する不当表示を行ってはならない。  また、サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、差別的または誤解を与える広告を回避し、子どもに悪影響のある広告を制限するなど、消費者や社会に配慮すべきである。	<b>5.5 責任あるマーケティング</b> サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当表示を行ってはならない。  また、サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、差別的又は誤解を与える広告を回避し、子どもに悪影響のある広告を制限するなど、消費者や社会に配慮すべきである。	<b>5.5 責任あるマーケティング</b> サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当表示を行ってはならない。  また、サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、差別的又は誤解を与える広告を回避し、こどもに悪影響のある広告を制限するなど、消費者や社会に配慮すべきである。

オリパラ調達コード	万博調達コード	東京都調達指針(案)
<p><b>⑥情報の適切な管理</b></p> <p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、個人情報を法律に基づき取り扱うとともに、大会に関する業務上知り得た機密事項がサイバー攻撃や内部不正等により外部に漏洩しないよう適切に管理しなければならない。</p> <p>また、サプライヤー等は、情報セキュリティに関するリスクの高さに応じた情報アクセスの管理強化や漏洩防止体制の確立のほか、万が一、情報が外部に漏洩した場合の原因究明・被害収束のための体制確立などの対策に取り組むべきである。</p>	<p><b>5.6 情報の適切な管理</b></p> <p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、個人情報を法律に基づき取り扱うとともに、<u>大阪・関西万博</u>に関する業務上知り得た機密事項がサイバー攻撃や内部不正等により外部に漏洩しないよう適切に管理しなければならない。</p> <p>また、サプライヤー等は、情報セキュリティに関するリスクの高さに応じた情報アクセスの管理強化や漏洩防止体制の確立のほか、万が一、情報が外部に漏洩した場合の原因究明・被害収束のための体制確立などの対策に取り組むべきである。</p>	<p><b>5.6 情報の適切な管理</b></p> <p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、個人情報を法律に基づき取り扱うとともに、業務上知り得た機密事項がサイバー攻撃や内部不正等により外部に漏洩しないよう適切に管理しなければならない。</p> <p>また、サプライヤー等は、<u>調達物品等の製造・流通等において</u>、情報セキュリティに関するリスクの高さに応じた情報アクセスの管理強化や漏洩防止体制の確立のほか、万が一、情報が外部に漏洩した場合の原因究明・被害収束のための体制確立などの対策に取り組むべきである。</p>
—	—	<p><b>5.7 情報の記録と開示</b></p> <p><u>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、記録、物証、証言の偽造並びに改ざん及び隠蔽その他これらに類する倫理に反する行為を行ってはならない。</u></p> <p><u>また、調達物品等の製造・流通等に関する情報は、適用される規制と一般的な業務慣行に従うのみならず、事後的な、事業の実施・履行内容の検証等にも耐えるよう、正しく記録し、必要により都の求めに応じて開示しなければならない。</u></p>

オリパラ調達コード	万博調達コード	東京都調達指針(案)
<p><b>⑦地域経済の活性化</b></p> <p>東京大会が求める持続可能性に配慮した調達への参加は、日本の地域・中小事業者が国際的な競争力を高めて活性化し、地域が持続的に発展していく上での有益な経験となる。そのため、組織委員会は、東京都による「ビジネスチャンス・ナビ2020」の取組等とも連携して、日本国内の事業者による持続可能な調達への取組を後押しする。</p> <p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における各種業務の発注や原材料の調達等に関して、ビジネスチャンス・ナビ2020も活用し、環境面や社会面にも配慮した日本国内の中小企業・農林水産事業者の受注機会の確保や国産品の利用に配慮すべきである。</p>	<p><b>5.7 地域経済の活性化</b></p> <p>大阪・関西万博が求める持続可能性に配慮した調達への参加は、開催国内の地域・中小事業者が国際的な競争力を高めて活性化し、地域が持続的に発展していく上での有益な経験となる。</p> <p>また、開催国内での地域生産・地域消費や地域内経済循環を推進することは、温室効果ガスの低減にも資する。</p> <p>そのため、博覧会協会は、開催国内の地域・中小事業者による持続可能な調達への参加の取組を後押しする。</p> <p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における各種業務の発注や原材料の調達等に関して、開催国内で地域の持続可能な活性化に取り組む地域・中小事業者及び農林水産事業者の受注機会の確保や開催国内で持続可能性を踏まえて生産された商品の利用に配慮すべきである。</p> <p>ただし、サプライヤー等が、WTO政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつこれを検討しなければならない。</p>	<p><b>5.8 地域経済の活性化</b></p> <p>東京都が求める持続可能性に配慮した調達への参加は、中小事業者が国際的な競争力を高めて活性化し、地域が持続的に発展していく上での有益な経験となる。</p> <p>また、地域生産・地域消費や地域内経済循環を推進することは、温室効果ガスの低減につながり、気候変動問題の解決に資する。</p> <p>そのため、東京都は、中小事業者による持続可能な調達への参加の取組を後押しする。</p> <p>サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における各種業務の発注や原材料の調達等に関して、地域の持続可能な活性化に取り組む中小事業者の受注機会の確保や持続可能性を踏まえて生産された商品の利用に配慮すべきである。</p> <p>ただし、サプライヤー等が、WTO政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつこれを検討しなければならない。</p>